

中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人鳴門教育大学

法人番号: 68

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 (Ⅲ) 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標</p> <p>【申立内容】 小項目3-1-1の判定について再検討いただきたい</p> <p>【理由】 中期目標（小項目）の段階判定において、「中期目標を達成している（【3】判定）」をいただいているが、本学は、以下の理由から、中期目標（小項目）の段階判定の区分表における【4】判定の基準を満たしていると考えている。</p> <p>① 当該項目に係る中期計画（中期計画3-1-1-1～3-1-1-3）の判定が全て「中期計画を実施している」以上であり、小項目を達成している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画3-1-1-1：【3】優れた実績を上げている ・中期計画3-1-1-2：【3】優れた実績を上げている ・中期計画3-1-1-3：【2】実施している <p>② 当該項目に係る中期計画における判定の平均値が2.67である</p> <p>③ 特記事項として、「優れた点」に1項目、「特色ある点」に2項目が選出されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた点：いじめ防止に関する社会への還元 ・特色ある点：県内機関との連携 サテライト研修への支援 <p>以上のことから、小項目3-1-1の判定を再検討いただきたい。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 当該小項目達成に向けた取組や活動、成果からみて、「優れた実績を上げている」とまではいえない。</p> <p>なお、小項目の判定にあたっては、当該小項目の中期計画の平均値は判定の目安であり、特記事項を要素とし、「教育研究の質の向上」、「個性の伸長への寄与」の観点から総合的に判断している。</p>

中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人鳴門教育大学

法人番号: 6 8

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 (Ⅲ) 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標 <特記事項></p> <p>【申立内容】 小項目3-1-2の判定について再検討いただきたい</p> <p>【理由】 中期計画3-1-2-2について、4年目終了時は、『「大学等連携推進法人(仮称)」を設置するため、引き続き四国の国立大学間で協議を進めていく』ことを実施予定として評価を受けていた。</p> <p>達成状況報告書(第3期中期目標期間終了時)にも記載のとおり、全国で2例目、地域ブロック全域では全国初となる「大学等連携推進法人」の認定を令和3年度中に受けており、「協議を進めていく」とした4年目終了時実施予定から、4年目終了時の評価結果を変えうる顕著な変化があった。</p> <p>また、この取組は、「優れた点」(第2期中期目標期間終了時から比べて目覚ましい状況にある)、又は、「特色ある点」(個性を踏まえたユニークな取組/結果的に十分な成果は出ていなくても、先進的な取組や戦略性が高い目標・計画に係る取組)に該当するものと考えている。</p> <p>なお、令和2年度に係る業務の実績に関する評価で、大学等連携推進法人認定に係る取組が、「特筆すべき点」として取り上げられている法人もあり、評価の客観性担保の観点からも、判定を再検討いただきたい。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 当該小項目達成に向けた取組や活動、成果からみて、「優れた実績を上げている」とまではいえない。 また、達成状況報告書等では、当該取組がなされていることは確認できるものの、顕著な変化とまでは認められず、「優れた点」又は「特色ある点」として取り上げるには至らない。</p>